

17 低所得者の福祉

(1) 生活保護

生活保護は憲法第 25 条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り、自分の力では生活を維持できない方に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。

鶴岡市では、近年、被保護者数が増加しています。その原因としては、高齢化・核家族化の進展とともに高齢者世帯での少額年金受給者の増加、フリーター、人材派遣等の不安定な就労形態のため社会保障制度を十分に活用できない方の増加、多重債務、離婚など生活困窮に陥る原因も多様化し、平成 29 年 3 月末には 1,277 人となっています。

人口 1,000 人当たりの保護率 (%)

(各年度年間平均数)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
本 市	6.7	7.2	7.9	8.4	8.8	9.3	9.5	9.9	9.9
山 形 県	4.4	4.9	5.5	6.0	6.2	6.4	6.5	6.8	6.9

生活保護の現状と推移

(各年度年間平均数)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
被保護世帯数	770	814	889	934	973	999	1,040	1,082	1,083
被保護人員	937	991	1,089	1,143	1,190	1,233	1,259	1,299	1,288

世帯類型、就労別被保護世帯の状況

(各年度年間平均数)

年度	高齢者世帯		母子世帯	傷病・障害世帯		その他の世帯		就労者のいる世帯		就労者のいない世帯	
	単身	2人以上		単身	2人以上	単身	2人以上	単身	2人以上	単身	2人以上
23	383	24	26	299	69	107	26	131	50	658	95
24	375	24	32	273	36	170	63	149	58	669	97
25	392	29	37	267	35	176	63	162	63	673	101
26	425	32	31	281	42	176	53	174	59	708	99
27	466	28	27	290	47	176	48	181	58	751	92
28	486	30	24	299	40	157	48	181	52	760	90

保護の開始理由別被保護世帯数

年度	24	25	26	27	28
総数	143	127	133	144	103
世帯主・世帯員の傷病	34	27	24	33	16
稼働収入の減少	15	9	14	10	6
援助仕送り等の減	6	15	14	8	4
手持金の減少	43	38	59	64	65
年金収入の減少	5	9	2	5	0
その他	40	29	20	24	12

保護の廃止理由別被保護世帯数

年度	24	25	26	27	28
総数	87	103	103	102	137
辞退	9	8	3	5	6
年金・手当の増額	9	4	4	4	4
死亡	38	53	53	47	72
稼働収入の増額	6	10	12	8	11
援助仕送り等の増	0	0	3	6	14
その他	25	28	28	32	30

生活保護費扶助別支出状況

(単位：千円)

年度	24	25	26	27	28
生活扶助費	558,786	561,109	578,135	564,694	564,076
住宅扶助費	191,923	200,188	202,522	215,288	225,947
教育扶助費	5,050	6,258	5,875	5,558	5,210
介護扶助費	67,164	70,426	82,103	97,188	96,960
医療扶助費	883,762	963,583	993,100	1,040,513	916,312
出産扶助費	0	780	0	0	434
生業扶助費	4,851	5,933	5,518	5,187	5,383
葬祭扶助費	1,210	1,766	847	1,078	2,140
小計	1,712,746	1,810,043	1,868,100	1,929,506	1,816,462
施設事務費	37,299	35,880	39,437	38,447	31,868
合計	1,750,044	1,845,923	1,907,537	1,967,953	1,848,330

(2) 救護施設

救護施設とは、生活保護法により、身体上又は精神上著しい障害があるために独立して日常生活を送ることができない要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設です。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

施設名	経営主体	所在地	電話番号	定員 (人)	本市委託 (人)
厚生園	(福)善憐会	千葉県香取市八木 555-27	0478- 80-7535	85	2
紅花ホーム	(福)山形県玉葉会	天童市大字成生 1971-26	0237- 47-0241	130	9
泉荘	山形県社会福祉 事業団	長井市大字今泉 1812	0238- 88-9211	80	0
みやま荘	山形県社会福祉 事業団	西村山郡河北町大字 吉田字馬場 11	0237- 72-3181	90	4

入所の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
厚生園	3	3	3	2	2
紅花ホーム	14	15	15	15	12
泉荘	0	0	0	0	0
みやま荘	4	4	3	5	5

(3) 生活困窮者自立支援

平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行され、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的な支援を行います。

- ・鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」

場所：鶴岡市役所 1 階

電話：29-1729

(相談支援状況等)

	27 年度	28 年度
新規相談受付件数	221	208
プラン作成件数	27	42
就労支援対象者数	19	32
就労者数（一般就労総数）	46	57
増収者数（総数）	47	43

※鶴岡市のみの状況